

令和8年度

大阪市東淀川区PTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業要項

令和8年4月

大阪市東淀川区役所

□ 学習会助成事業とは

PTAをはじめ社会教育関係団体や生涯学習を目的とする団体・グループが、区役所と協働して人権や家庭教育に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師等謝礼を一部負担する事業です。

□ 助成の対象となる学習会

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが主催する学習会が助成対象です。

- 1 幼稚園や学校の単位・合同PTA
 - 2 区内において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ
- ※いくつかの団体・グループが合同で実施する学習会も助成対象となります。

□ 対象となる学習会の条件

- 1 令和8年4月1日～令和9年3月31日に行う事業であること
※実施1ヶ月前までに申請してください。予算に達するまで先着順で申込みを受け付けます。
- 2 1回1時間以上であること
- 3 広く区民を対象に実施すること（20人以上で開催してください）
- 4 幼稚園や学校等の園児・児童・生徒が、授業又は保育時間中に参加するものでないこと（授業又は保育時間中に園児・児童・生徒が参加することは学校教育にあたるため対象となりません。）
- 5 原則、前年度と同じ内容でないこと

※ 次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動（公の選挙に関わって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など）
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動（教義内容の学習会など）
- ・営利目的で行われる活動（材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動）

□ 対象となる学習内容

- 1 人権に関する内容
子ども・女性・障がいのある人・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報保護などについて
(例) 身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解
「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題
男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律
障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり
お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング
- 2 家庭教育に関する内容
家庭教育や子育て、今日の子どもたちをめぐる様々な課題について

- (例) 思春期の子育て、思春期の子どもたちのこころとからだ
 家庭教育…保護者の役割・地域の役割
 親子で学ぶ防犯教室（地域安全マップづくりなど）
 子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方
 子どもの睡眠と食事について、歯の健康について、子どもの事故と病気、応急処置
 子育て中の保護者のためのストレスマネジメント

□ 助成の対象となるもの

講師に対する謝礼金及び一時保育謝礼（詳しくは、下表参照）

※1団体・グループが2回以上助成を受けることも可能ですが、1団体・グループあたり年度額28,400円までの助成となります。

※この事業は、**あくまで経費の一部助成事業であり、必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りません**ので、あらかじめご了承ください。

※大阪市職員、主催団体・グループの会員が講師を務める場合は、**助成対象とはなりません。**

※一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。活用する場合は、保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

※大阪市の他の助成対象となっている場合は、**助成対象とはなりません。**

□ 報償金基準表（本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。）

区分	1時間あたり金額（税込）	職別
講師	7,100円 (1,775円/15分)	大学教授、中央官庁の局長、民間の著名専門家 例：臨床心理士、弁護士、医師、ジャーナリストなど
	6,200円 (1,550円/15分)	大学准教授、中央官庁の課長、民間の専門研究員 例：〇〇研究所の所長、NPO代表など
	5,200円 (1,300円/15分)	大学講師、中央官庁の課長補佐、元市（区）PTA協議会役員 例：〇〇研究所のメンバー、NPO役員など
	4,300円 (1,075円/15分)	団体役員、中央官庁の主任、民間の技能者 例：ボランティアグループのメンバー、大阪市以外の教員
保育	1,000円 (250円/15分)	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。

【注1】座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼は、基準額の**8割以内**の額とします。

【注2】謝礼額は、15分単位で適用します。（10円未満の端数は四捨五入）

【注3】**大阪市職員、主催団体・グループの会員が講師を務める場合は、助成対象となりません。**

【注4】謝礼の手取額は、原則として所得税（10.21%）を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。

【注5】学習会、一時保育に係る部屋の使用料は、助成対象外です。

【注6】講師補佐（助手）については、基準額の**5割以内**の額とします。

(参考例) 大学教授と講師補佐(大学講師)に2時間の座談会形式の学習会を頼み、一時保育を頼んだ場合

教授分(講師) @7,100×0.8×2h=11,360円(※座談会形式の場合は基準の8割以内)

大学講師(講師補佐) @5,200×0.5×2h=5,200円(※講師補佐の謝礼は基準の半額以内)

一時保育謝礼(2人) @1,000×2人×2h=4,000円

合計:20,560円

□ 申請の手続き

「実施申請書」を提出します。	
締切	: 学習会を実施する 1か月前まで (厳守。助成事務手続きに日数がかかります) ※予算に達するまで先着順で申込みを受付けます。
提出書類	: 様式1・団体規約・団体役員名簿(氏名・役職)・講師に関する資料
提出先	: 東淀川区役所保健福祉課(教育)
↓	
※助成の可否等について区役所より連絡いたします。 ※「実施申請書」提出後に、やむを得ず講師や日時の変更があった場合、速やかに区役所にご連絡ください。	
学習会を実施します。 ※参加者アンケートの実施が必要です。	
↓	
「実施報告書」、「請求書」を提出します。	
締切	: 学習会終了後、速やかに提出してください(10日以内(厳守)必着)。
提出書類	: 様式2・成果物 (開催案内、学習会で使用した資料等) 請求書・参加者アンケート結果(様式自由)
↓	
請求書に基づき、大阪市から講師の口座に謝礼が振り込まれます。 ※助成額は、講師への口座振込をもって決定とします。	

□ その他 注意事項

- ① 予算の範囲内で行う助成事業ですので、予算に達した時点で受付を終了します。
- ② 講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。(ワークショップ、講演とイベントの複合事業など)
- ③ 本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。
- ④ 学習会の実施にあたっては、「手指消毒」「体調不良者の参加制限」等の感染症拡大防止対策に努めてください。また会場となる施設の使用にあたっては、必ず施設管理者と協議のうえ、適切な感染症予防対策を実施いただくようお願いいたします。

□ 書類提出先、問い合わせ先

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区役所 保健福祉課(教育) [1階12番窓口]

電話: 06-4809-9807 E-mail: tm0016@city.osaka.lg.jp